

福岡県公報

平成二十八年九月二十七日
第三千八百三十号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) …………… 一

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) …………… 二

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十八年九月二十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則
福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
別表中

31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三六〇)	に、
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三二〇)	を
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	普通(二四〇)	に、
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	普通(二〇〇)	を

53	福岡県立春日高等学校	全日制	普通(四四〇)	に、
53	福岡県立春日高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(四四〇)	に、
52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通(三六〇)	に、
45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
41	福岡県立博多青松高等学校	通信制	普通(五〇〇)	に、
41	福岡県立博多青松高等学校	定時制	普通(二八〇)、情報科学(二二〇)	を
41	福岡県立博多青松高等学校	通信制	普通(五〇〇)	に、
41	福岡県立博多青松高等学校	定時制	普通(二四〇)、情報科学(二二〇)	を
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通(三六〇)、ファッションデザイン(四〇〇)	に、
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通(三二〇)、服飾デザイン(四〇〇)	を
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三六〇)、理数(四〇)	に、
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三二〇)、理数(四〇)	を

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
 〔作成〕〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

80	福岡県立朝倉高等学校	定時制 全日制	普通 (四〇) 普通 (二四〇)	に、
80	福岡県立朝倉高等学校	定時制 全日制	普通 (四〇) 普通 (二八〇)	を
71	福岡県立三池工業高等学校	定時制 全日制	機械・電気 (四〇) 工業化学 (四〇) 土木 (八〇) 情報電子 (八〇) 電気 (四〇)、 電子機械 (八〇)	に、
71	福岡県立三池工業高等学校	定時制 全日制	機械・電気 (四〇) 土木 (四〇) 報電子 (四〇)、工業化学 (四〇)、 電子機械 (四〇)、電気 (四〇)、情	を
65	福岡県立久留米高等学校	全日制	普通 (二〇〇)、英語 (四〇)	に、
65	福岡県立久留米高等学校	全日制	普通 (二四〇)、英語 (四〇)	を
56	福岡県立筑紫中央高等学校	定時制 全日制	普通 (四〇) 普通 (四四〇)	に、
56	福岡県立筑紫中央高等学校	定時制 全日制	普通 (四〇) 普通 (四四〇)	を

88	福岡県立嘉穂高等学校	定時制 全日制	普通 (四〇) 普通 (二八〇)、理数 (四〇)	を
88	福岡県立嘉穂高等学校	定時制 全日制	普通 (募集停止) 普通 (二八〇)、理数 (四〇)	に

改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、平成二十九年年度以降に入学する者から適用する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十八年九月二十七日
福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第八号
福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表中

普通科に置かれるコース	別表第一のとおり。
普通科（単位制による課程）	別表第三のとおり。
農業に関する学科	県内全域
工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	
商業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	
水産に関する学科	
家庭に関する学科	
情報に関する学科	県内全域
福祉に関する学科	

を

別表第一中
改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第三」に改める。

第六学区	糸島市
	福岡市のうち 舞鶴中、警固中、当仁中、城西中、友泉中、片江中、城南中、百道中、高
城南区	花畑中、柏原中、平尾中
修猷館	
早良	
玄洋	
筑前	

専攻科	県内全域
総合学科	県内全域
芸術に関する学科	
文理に関する学科	
外国語に関する学科	別表第二のとおり。
理数に関する学科	

専攻科	県内全域
総合学科	県内全域
芸術に関する学科	
文理に関する学科	
外国語に関する学科	別表第四のとおり。
理数に関する学科	

福祉に関する学科	県内全域
情報に関する学科	
家庭に関する学科	
水産に関する学科	
商業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	
工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	
農業に関する学科	
普通科（単位制による課程）	
普通科に置かれるコース	

に

を

に、

改める。
別表第二及び別表第三を削る。
別表第四中

北筑	北九州地区
香住丘	福岡地区
久留米	筑後地区
嘉穂東	筑豊地区

(英語科)

第六学区	糸島市	城南区	花畑中、柏原中、平尾中
	福岡市のうち 舞鶴中、警固中、当仁中、城西中、友泉中、片江中、城南中、百道中、高取中、姪浜中、西福岡中、次郎丸中、内浜中、下山門中、原北中、沓岐中、沓岐丘中、西陵中、梅林中、原中、原中央中、田隈中、長尾中、金武中、玄洋中、元岡中、北崎中、能古中、玄界中、小呂中、早良中、長丘中のうち第五学区の地域を除く地域	修猷館 早良 筑前	筑紫郡

糸島	取中、姪浜中、西福岡中、次郎丸中、内浜中、下山門中、原北中、沓岐中、沓岐丘中、西陵中、梅林中、原中、原中央中、田隈中、長尾中、金武中、玄洋中、元岡中、北崎中、能古中、玄界中、小呂中、早良中、長丘中のうち第五学区の地域を除く地域
----	---

を

に

を

(文 理 科)	
大川樟風	筑後地区

(英 語 科)	
北 筑	北九州地区
香住丘	福岡地区
久留米	筑後地区
嘉穂東	筑豊地区

に

改め、同表を別表第二とし、別表第五を別表第三とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成二十九年以降に入学する者から適用する。